

インボイス制度の令和5年度改正事項を速報解説 与党大綱をベースに財務省担当官が ポイント等を説明

【留意事項】

配信内容は12月16日公表の令和5年度税制改正大綱（自由民主党・公明党）
の解説となります。

今後、国会に提出される法案の内容はもとより、法案が成立した場合には公布された法律や政省令等もご参照ください。

第一 令和5年度税制改正の基本的考え方等

5. 円滑・適正な納税のための環境整備

（1）適格請求書等保存方式の円滑な実施について

（前略）

以上のような取組みに加え、円滑な制度移行のために、更に次のような新たな税制上の措置を講ずる。

① インボイス発行事業者となる免税事業者の負担軽減

① これまで免税事業者であった者がインボイス発行事業者になった場合の納税額を売上税額の2割に軽減する3年間の負担軽減措置を講ずることにより、納税額の激変緩和を図る。この措置により、簡易課税制度の適用を受ける場合に比べ、更に事務負担が軽減される。

② 事業者の事務負担軽減

インボイス制度の定着までの実務に配慮し、② 一定規模以下の事業者の行う少額の取引につき、帳簿のみで仕入税額控除を可能とする6年間の事務負担軽減策を講ずる。加えて、振込手数料相当額を値引きとして処理する場合等の事務負担を軽減する観点から、③ 少額の返還インボイスについて交付義務を免除する。

これらの取組みを着実に進めつつ、制度への移行に当たり混乱が生じないよう万全の準備を進める観点から、改めて政府内の関係府省庁で連携して必要な体制を構築し、予算による支援措置や負担軽減措置を丁寧に周知する。こうした取組みも含め、引き続き、事業者が抱える問題意識や課題を、業界や地域ごとに丁寧に把握しながらきめ細かく対処していく。加えて、④ 令和5年3月31日の登録申請の期限について柔軟な対応を行う。

① 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（案）

「2割特例」

② 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置（案）

「少額特例」

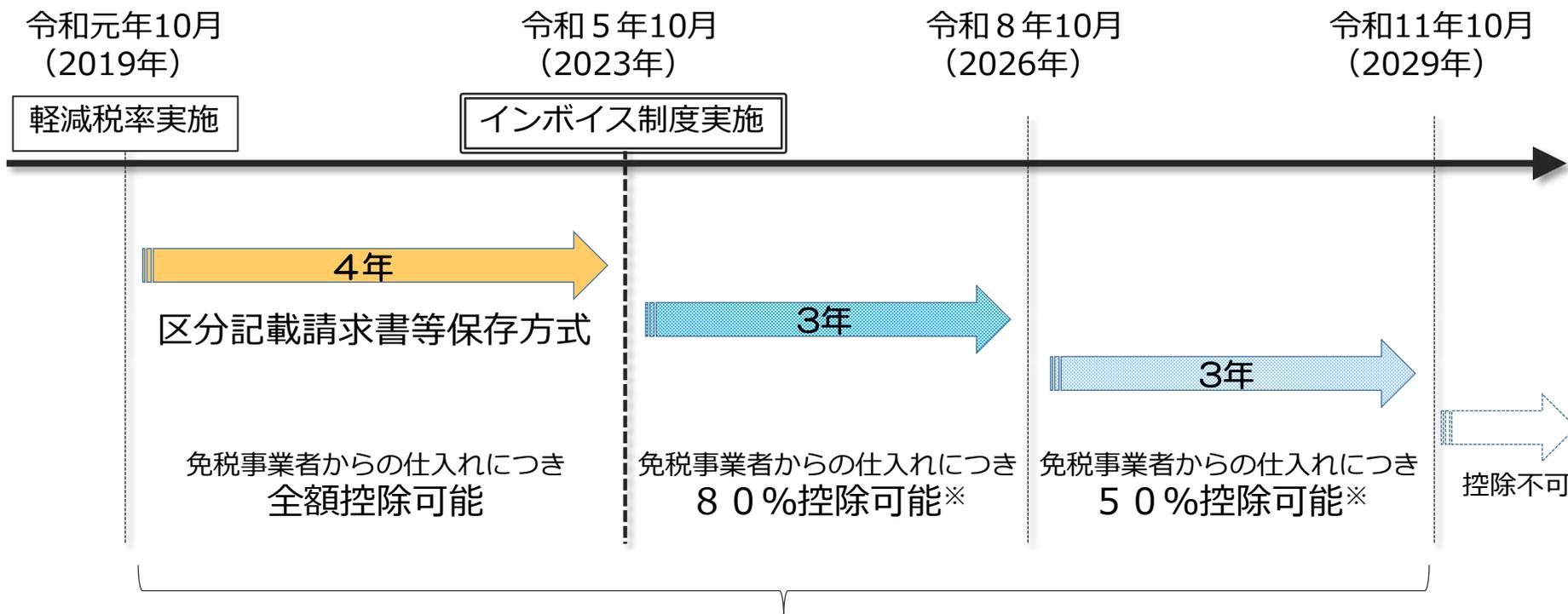
③ 少額な返還インボイスの交付義務免除（案）

④ 登録制度の見直しと手続の柔軟化（案）

① 2割特例

改正の背景①（既存の経過措置とのバランス）

- インボイス制度への円滑な移行のため、免税事業者や消費者などの適格請求書発行事業者以外から行った課税仕入れについて、制度実施後3年間は仕入税額相当額の80%を、その後の3年間は仕入税額相当額の50%を控除可能。



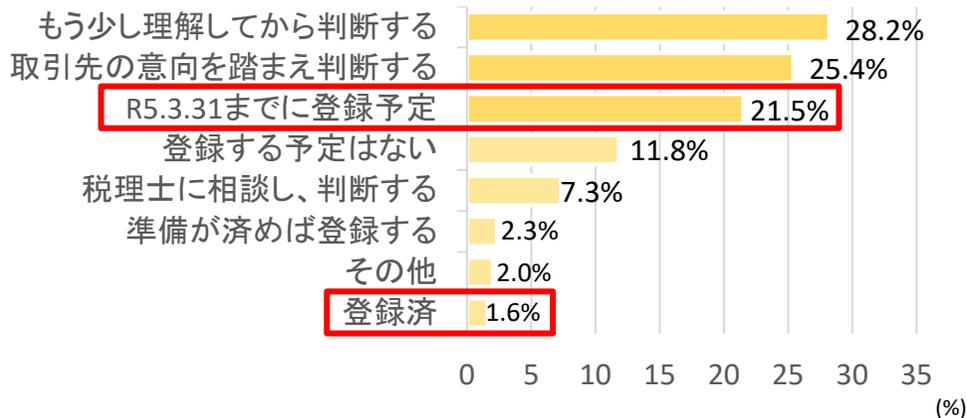
インボイス制度への円滑な移行のため、10年間の経過措置期間を設けている
(免税事業者はこの間に、課税事業者への転換の要否を見極めながら対応を検討)

※ 仕入税額控除の適用にあたっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存と本経過措置の適用を受ける旨（8割控除・5割控除の特例を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿の保存が必要

改正の背景②（インボイス登録の意向に関するアンケート調査）

○ 国税局・税務署

免税事業者の登録の意向



<調査概要>

【調査内容】：インボイス制度に関するアンケート
 【調査期間】：2022年8月1日～9月30日
 【調査方法】：説明会終了後に実施
 【回答数】：16,191

「登録済」・「R5.3.31までに登録予定」と回答した割合は、**23.1%**

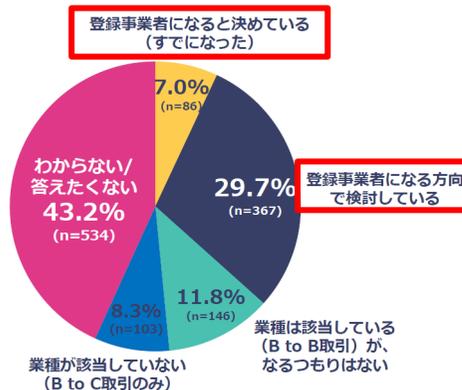
○ プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会

■ インボイス制度 適格事業者登録検討状況



Q.あなたは現在どのように対応しようとお考えですか。（単一回答）

(n=1,236 単位：%)



Copyright 2022 Freelance Association Japan.

※小数点以下第二位四捨五入 49

<調査概要>

【調査内容】：フリーランス白書2022「フリーランス実態調査」
 【調査期間】：2021年11月30日～12月27日
 【調査方法】：オンラインによる回答収集
 【回答数】：1,254名(内フリーランス・パラレルキャリア活動者1,236名)

「登録事業者になると決めている (すでになった)」・「登録事業者になる方向で検討している」と回答した割合は、**36.7%**

⇒ ○ 免税事業者の登録への意向が見られる一方で、

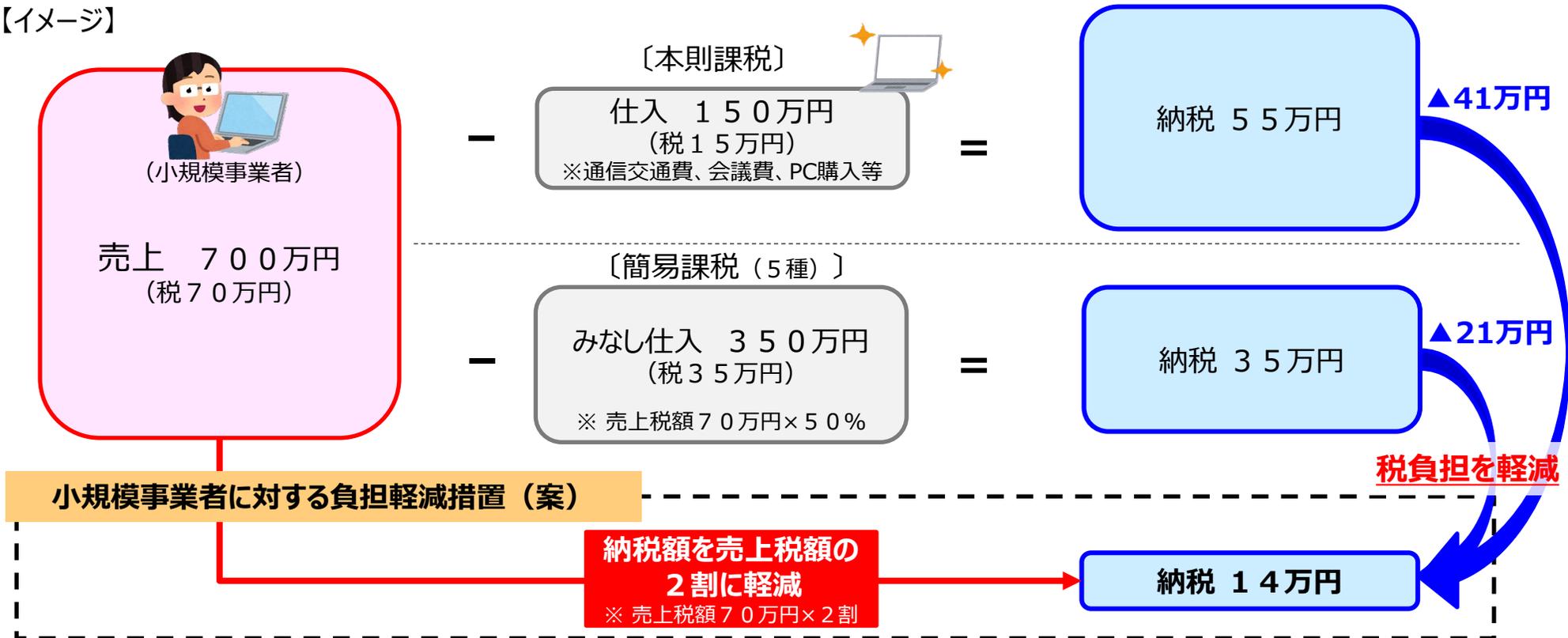
- ・ 消費税を申告したことがない事業者の消費税申告等の事務負担や、
- ・ 消費税分の急な価格転嫁、

が**免税事業者が課税事業者になる際の課題**となる。

小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置（案）

- 免税事業者が**インボイス発行事業者を選択した場合**の負担軽減を図るため、**納税額を売上税額の2割に軽減する激変緩和措置を3年間**講ずることとする。
 - これにより、業種にかかわらず、売上・収入を把握するだけで消費税の申告が可能となることから、簡易課税に比しても、**事務負担も大幅に軽減**されることとなる。
- ※ 免税事業者がインボイス発行事業者となったこと等により事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる者を対象とし、インボイス制度の開始から令和8年9月30日の属する課税期間まで適用できることとする。

【イメージ】



※ 負担軽減措置の適用に当たっては、事前の届出を求めず、申告時に選択適用できることとする。

令和5年度税制改正大綱（第二）（抄）

令和4年12月16日
自由民主党
自公 明 党

第二 令和5年度税制改正の具体的内容

四 消費課税

1 適格請求書等保存方式に係る見直し

（国 税）

（1）適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置

- ① 適格請求書発行事業者の令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる場合には、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、当該課税標準額に対する消費税額に8割を乗じた額とすることにより、納付税額を当該課税標準額に対する消費税額の2割とすることができることとする。

解説
①

解説
②

（注1）上記の措置は、課税期間の特例の適用を受ける課税期間及び令和5年10月1日前から課税事業者選択届出書の提出により引き続き事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる同日の属する課税期間については、適用しない。

補論

（注2）課税事業者選択届出書を提出したことにより令和5年10月1日の属する課税期間から事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる適格請求書発行事業者が、当該課税期間中に課税事業者選択不適用届出書を提出したときは、当該課税期間からその課税事業者選択届出書は効力を失うこととする。

解説
③

解説
④

- ② 適格請求書発行事業者が上記①の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記するものとする。
- ③ 上記①の適用を受けた適格請求書発行事業者が、当該適用を受けた課税期間の翌課税期間中に、簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を納税地を所轄する税務署長に提出したときは、その提出した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を認めることとする。
- ④ その他所要の措置を講ずる。

【対象期間と対象者について】

解説①

Point 1

- ① 適格請求書発行事業者の令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる場合…

Point 2

Point 1 (対象期間)

- 例えば、個人事業者が令和5年10月1日に登録をした場合、**令和5年10～12月の申告から令和8年の申告までが対象。**

Point 2 (対象者)

- インボイス発行事業者の登録をしなければ、課税事業者にならなかった者が対象。
- 以下の消費税法の規定により**事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる事業者は対象外。

納税義務の免除の特例に係る規定

基準期間 特定期間

- 基準期間における課税売上高が1千万円を超える場合 (消法9①)
- 特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例 (消法9の2①)

承継・新設

- 相続・合併・分割があった場合の納税義務の免除の特例 (消法10、11、12)
- 新設法人の納税義務の免除の特例 (消法12の2①)
- 特定新規設立法人の納税義務の免除の特例 (消法12の3①)

3年 縛り

- 課税事業者選択届出書を提出して2年以内に本則課税で調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合の3年間 (消法9⑦)
- 新設法人及び特定新規設立法人の特例の適用を受けて、本則課税で調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合の3年間 (消法12の2②・12の3③)
- 本則課税で高額特定資産の仕入れ等を行った場合の3年間 (消法12の4①)
- 高額特定資産について棚卸資産の調整の適用を受けた場合の3年間 (消法12の4②)

【R5.10.1の属する期から適用される課税事業者の選択について】

(注1) 上記の措置は、課税期間の特例の適用を受ける課税期間及び令和5年10月1日前から課税事業者選択届出書の提出により引き続き事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる同日の属する課税期間については、適用しない。

(注2) 課税事業者選択届出書を提出したことにより令和5年10月1日の属する課税期間から事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる適格請求書発行事業者が、当該課税期間中に課税事業者選択不適用届出書を提出したときは、当該課税期間からその課税事業者選択届出書は効力を失うこととする。

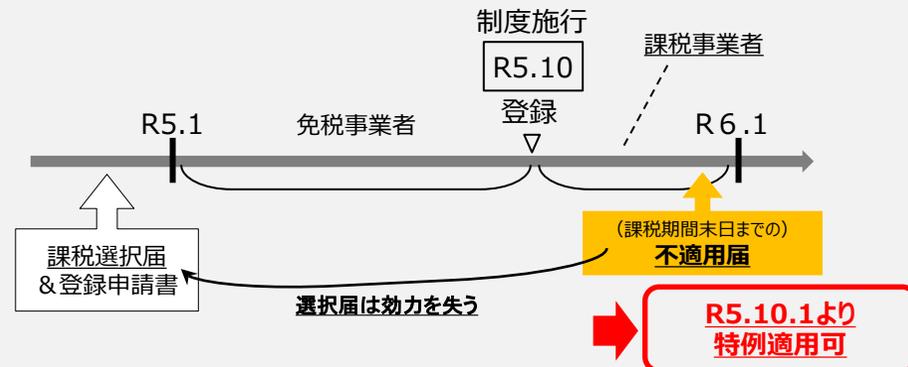
上記(注1)

例：個人事業者がR5.10.1前の課税期間において、課税選択届及び登録申請書を提出した場合



上記(注2)

例：左記の例の場合に、R5.10.1の属する課税期間において、課税選択不適用届を提出した場合



【税額の計算方法について】

…その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、当該課税標準額に対する消費税額に8割を乗じた額とすることにより、納付税額を当該課税標準額に対する消費税額の2割とすることができることとする。

○ みなし仕入率が80%である

場合の「簡易課税制度」と同じ
計算方法。

現行の簡易課税
の付表

付表5-3 控除対象仕入税額等の計算表

簡易

課税期間	…～…	氏名又は名称	
------	-----	--------	--

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

項目	税率6.24%適用分		税率7.8%適用分		合計 C (A+B)	
	A		B			
課税標準額に 対する消費税額 ①	円 (付表4-30②A欄の金額)		円 (付表4-30②B欄の金額)		円 (付表4-30②C欄の金額)	
貸倒回収に 係る消費税額 ②	円 (付表4-30③A欄の金額)		円 (付表4-30③B欄の金額)		円 (付表4-30③C欄の金額)	
売上対価の返還等 に係る消費税額 ③	円 (付表4-30④A欄の金額)		円 (付表4-30④B欄の金額)		円 (付表4-30④C欄の金額)	
控除対象仕入税額の計算 の基礎となる消費税額 (① + ② - ③) ④						

II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額

項目	税率6.24%適用分		税率7.8%適用分		合計 C (A+B)	
	A		B			
④ × みなし仕入率 (90%・80%・70%・60%・50%・40%) ⑤	円 (付表4-30⑤A欄～)		円 (付表4-30⑤B欄～)		円 (付表4-30⑤C欄～)	

【適用に当たっての手続きについて】

② 適格請求書発行事業者が上記①の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記するものとする。

申告書における
付記のイメージ

- 事前の届出が不要。
- ※ 確定申告書に付記するだけ。
- 2年間の継続適用の縛りは無い。
- 申告時に、簡易課税 or 本則課税とも選択適用が可能。



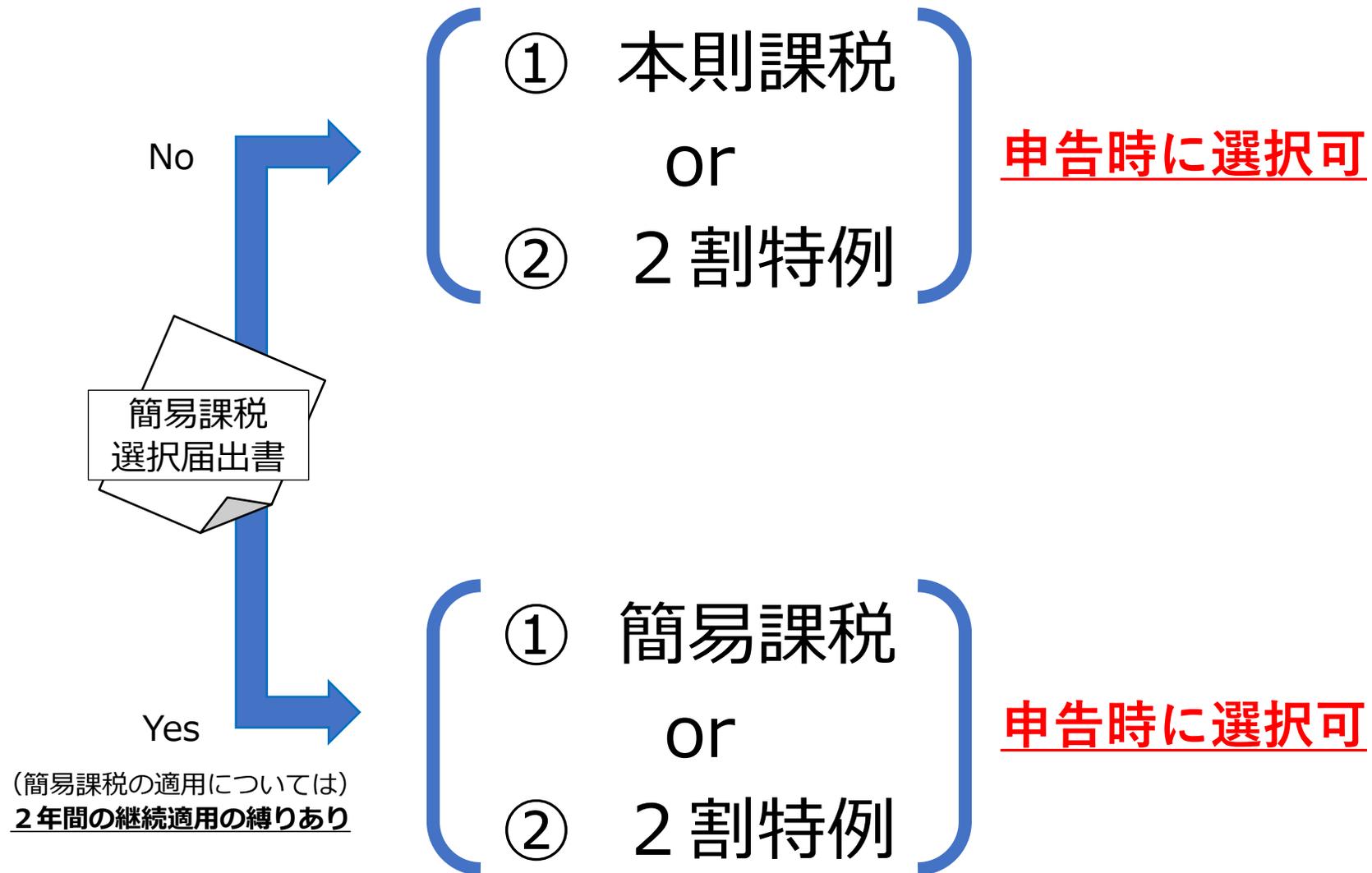
この申告書による消費税の税額の計算	
課税標準額①	000
消費税額②	
控除対象売上税額③	
控除対象仕入税額④	
控除額⑤	
課税不足還付税額⑥	
戻付税額⑦	00
中間納付税額⑧	00
納付税額⑨	00
中間納付還付税額⑩	00
この申告書による確定税額⑪	00
控除不足還付税額⑫	00

2割特例
○有 ○無

【消費税申告書】

2割特例
○有 ○無

申告時における選択適用のイメージ



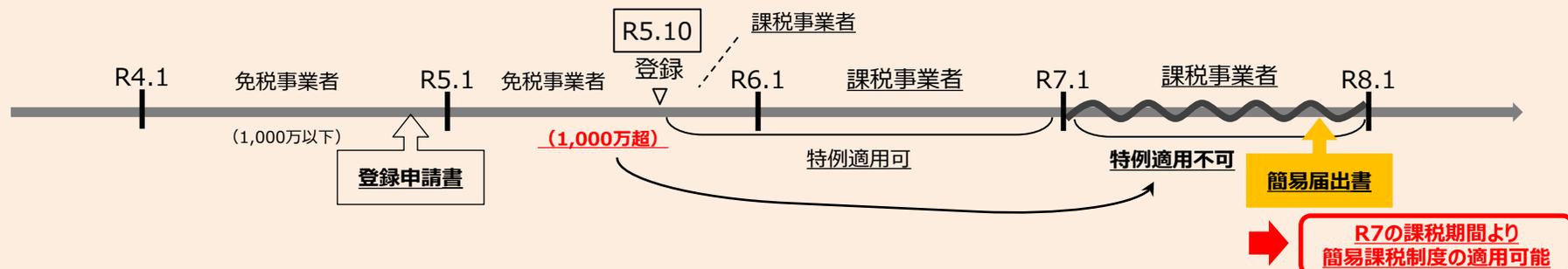
※ ただし、①②の両方を計算する必要はなく、②の方が明らかに有利な場合は①を計算する必要はない。

【簡易課税制度への移行措置について】

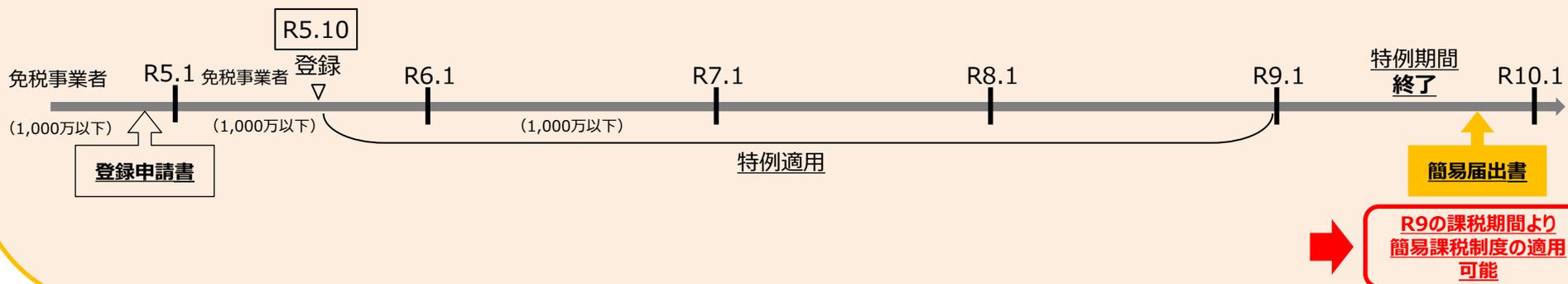
解説④

③ 上記①の適用を受けた適格請求書発行事業者が、当該適用を受けた課税期間の翌課税期間中に、簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を納税地を所轄する税務署長に提出したときは、その提出した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を認めることとする。

○ 基準期間における課税売上高が1千万を超える課税期間がある場合



○ 3年間の特例期間が終了する翌課税期間において、簡易課税制度を適用する場合



業種区分が不要

申告時に選択適用が可能

事前の届出が不要

納税額と必要な転嫁の程度が
より明確になる

売上税額のみから計算が可能

仕入れに係る帳簿やインボイスの
保存・管理が不要

2割特例のメリット

簡易課税のメリット

② 少額特例

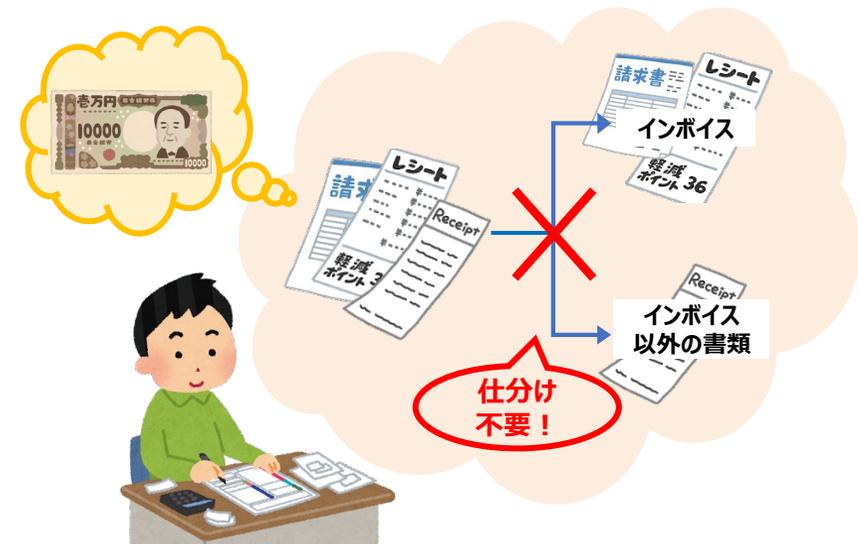
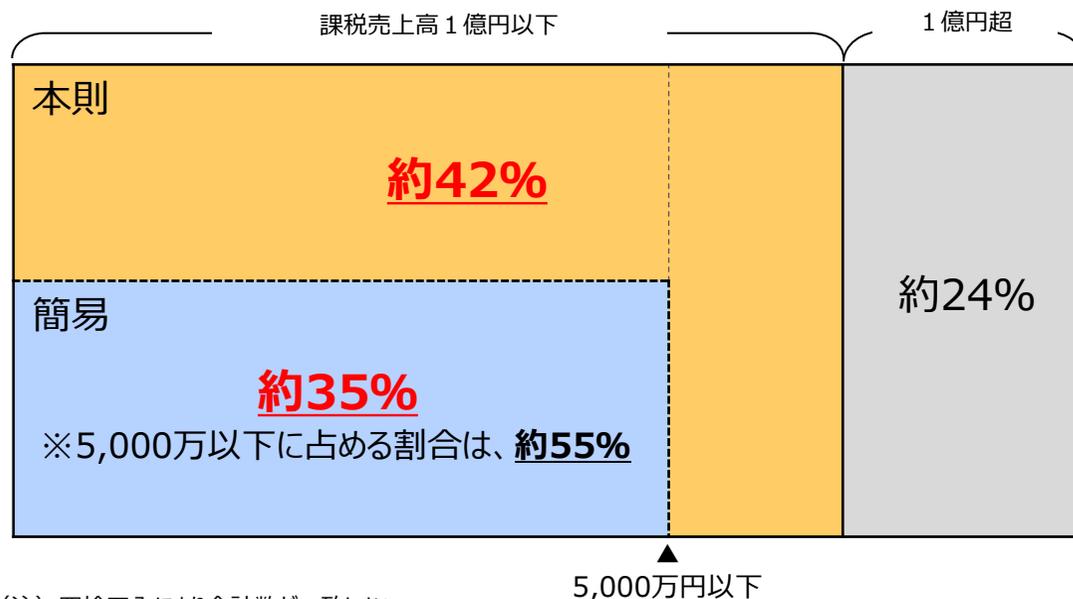
一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置（案）

- 軽減税率制度の実施により、少額な取引であっても正確な適用税率の判定のために領収書等の証票が必要となることから、こうした取引についてもインボイスの保存が必要となる。
- この点について、インボイス制度への円滑な移行とその定着を図る観点から、**中小事業者を含めた一定規模以下の事業者の実務に配慮し、柔軟に対応**できるように**事務負担の軽減措置を講ずる**こととする。

【見直し案】

- 基準期間（前々年・前々事業年度）における課税売上高が**1億円以下である事業者**については、インボイス制度の施行から**6年間、1万円未満**の課税仕入れについて、**インボイスの保存がなくとも帳簿のみで仕入税額控除を可能**とする。
- ※ なお、基準期間における課税売上高が1億円超であったとしても、前年又は前事業年度開始の日以後6か月の期間の課税売上高が5,000万円以下である場合は、特例の対象とする。

【対象となる課税事業者の範囲】



(注) 四捨五入により合計数が一致しない。
令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に終了した課税期間分の申告・処理件数（国税庁）を集計

第二 令和5年度税制改正の具体的内容

四 消費課税

1 適格請求書等保存方式に係る見直し

（国 税）

（2）基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存による仕入税額控除を認める経過措置を講ずる。

○ 消費税法基本通達

（支払対価の額の合計額が3万円未満の判定単位）

11-6-2 令第49条第1項第1号《課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿等の記載事項等》に規定する「課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が3万円未満である場合」に該当するか否かは、一回の取引の課税仕入れに係る税込みの金額が3万円未満かどうかで判定するのであるから、課税仕入れに係る一商品ごとの税込金額等によるものではないことに留意する。

③ 少額な返還インボイス
の交付義務免除（案）

第二 令和5年度税制改正の具体的内容

四 消費課税

1 適格請求書等保存方式に係る見直し

（国 税）

（3）売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合には、その適格返還請求書の交付義務を免除する。

（注）上記の改正は、令和5年10月1日以後の課税資産の譲渡等につき行う売上げに係る対価の返還等について適用する。

少額な返還インボイスの交付義務の見直し（案）

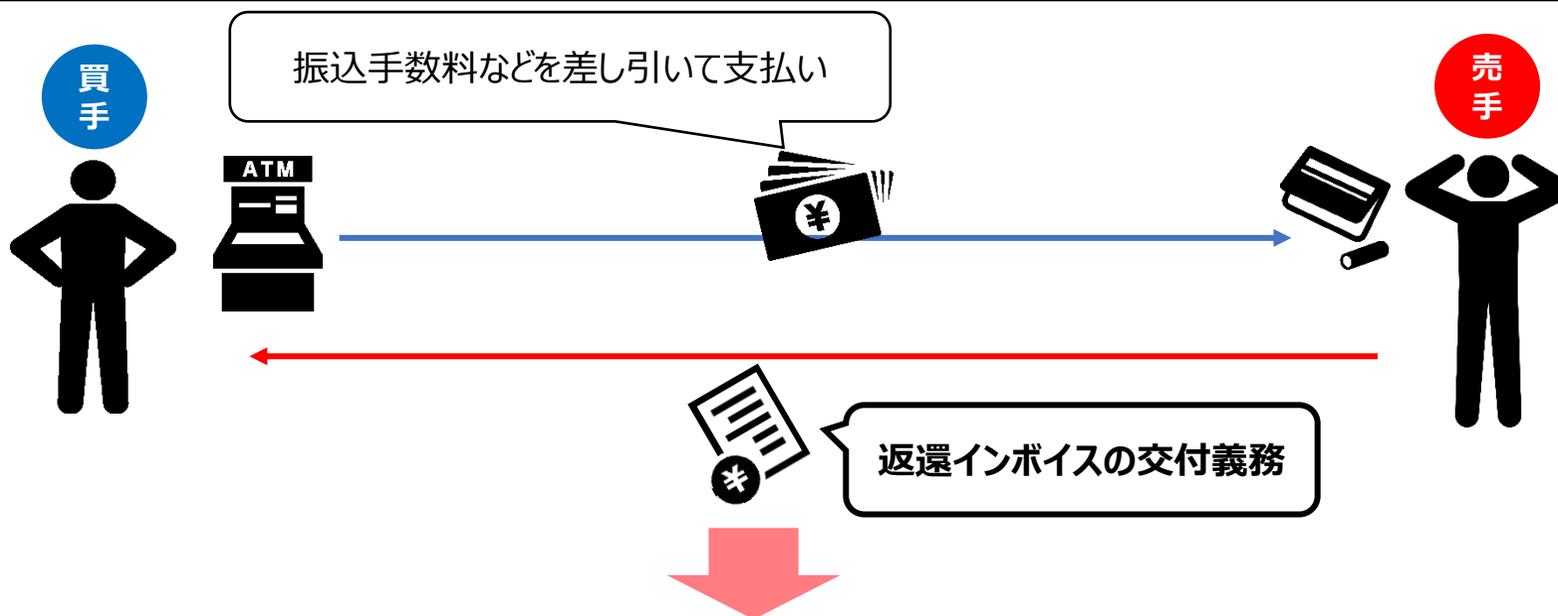
○ インボイス制度への移行に伴い、インボイスの交付義務とともに、**値引き等を行った際にも売手と買手の税率と税額の一致を図るために、値引き等の金額や消費税額等を記載した返品伝票といった書類（返還インボイス）の交付義務が課されることとなる。**

○ この点については、例えば決済の際に、買手側の都合で差し引かれた**振込手数料相当額**やその他の経費を、売手が**「売上値引き」として処理**する場合に新たな事務負担になる、との懸念の声が聞かれるところ。

※ 下請法においては取引発注前に当該手数料を下請事業者が負担する旨の書面での合意がある場合にのみ、親事業者が負担した実費の範囲内で当該手数料を差し引いて下請代金を支払うことが認められることに留意が必要。

【見直し案】

○ 上記を踏まえ、事業者の実務に配慮して事務負担を軽減する観点から、**少額な値引き等（1万円未満）**については、**返還インボイスの交付を不要**とする。



～売主負担の振込手数料について～

下請法知っておきたい豆情報 その4（公正取引委員会）より抜粋

Q 下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際に、親事業者が注意すべき点は？

下請法は、第4条1項3号において「**下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること**」を**禁止**しています。そして、下請代金の額を「減ずること」の1つの類型として「**下請代金を下請事業者の金融機関口座へ振り込む際の手数料を下請事業者負担させることを書面で合意している場合に、下請代金の額から金融機関に支払う実費を超えた額を差し引くこと。**」があります。したがって、**発注前に書面で合意がない場合に振込手数料を下請代金の額から差し引くことも下請代金の減額に該当しますが、発注前に振込手数料を下請事業者が負担する旨の書面での合意がある場合であっても、親事業者が負担した実費の範囲を超えた額を当該手数料として差し引いて下請代金を支払うと、下請代金の減額に該当することになります。**

(中略)

ポイントは、**①発注前に書面で合意すること、②親事業者が負担した実費の範囲内での差引きに限る、の2点です。**

令和2年6月18日に勧告が行われた株式会社AAに対する件においては、下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に、AAが実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額を下請代金から差し引いていたことが下請代金の減額に当たるとされました。

④ 登録制度の見直し
と手続の柔軟化（案）

第二 令和5年度税制改正の具体的内容

四 消費課税

1 適格請求書等保存方式に係る見直し

（国 税）

（4）適格請求書発行事業者登録制度について、次の見直しを行う。

- ① 免税事業者が適格請求書発行事業者の登録申請書を提出し、課税期間の初日から登録を受けようとする場合には、当該課税期間の初日から起算して15日前の日（現行：当該課税期間の初日の前日から起算して1月前の日）までに登録申請書を提出しなければならないこととする。この場合において、当該課税期間の初日後に登録がされたときは、同日に登録を受けたものとみなす。
- ② 適格請求書発行事業者が登録の取消しを求める届出書を提出し、その提出があった課税期間の翌課税期間の初日から登録を取り消そうとする場合には、当該翌課税期間の初日から起算して15日前の日（現行：その提出があった課税期間の末日から起算して30日前の日の前日）までに届出書を提出しなければならないこととする。
- ③ 適格請求書発行事業者の登録等に関する経過措置の適用により、令和5年10月1日後に適格請求書発行事業者の登録を受けようとする免税事業者は、その登録申請書に、提出する日から15日を経過する日以後の日を登録希望日として記載するものとする。この場合において、当該登録希望日後に登録がされたときは、当該登録希望日に登録を受けたものとみなす。

登録手続
の見直し

登録申請
の柔軟化

（注）上記の改正の趣旨等を踏まえ、令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受けようとする事業者が、その申請期限後に提出する登録申請書に記載する困難な事情については、運用上、記載がなくとも改めて求めないものとする。

適格請求書等保存方式に係る登録手続の見直し（案）

【見直し案】

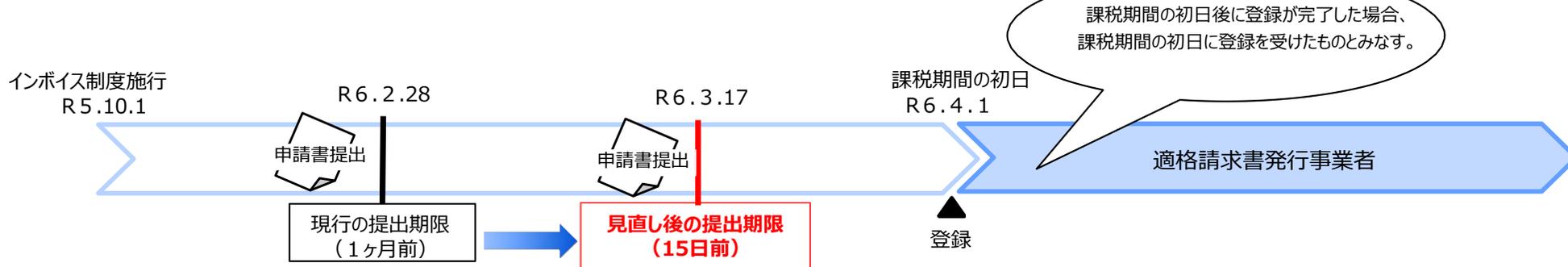
○ 事業者が適格請求書発行事業者の登録を申請する場合において、課税期間の初日から登録を受ける場合、当該課税期間の初日から起算して15日前の日まで（現行1ヶ月前まで）に申請書を提出しなければならないこととする。

※登録を取消す場合の届出書の提出期限についても、同様の見直しを行う。

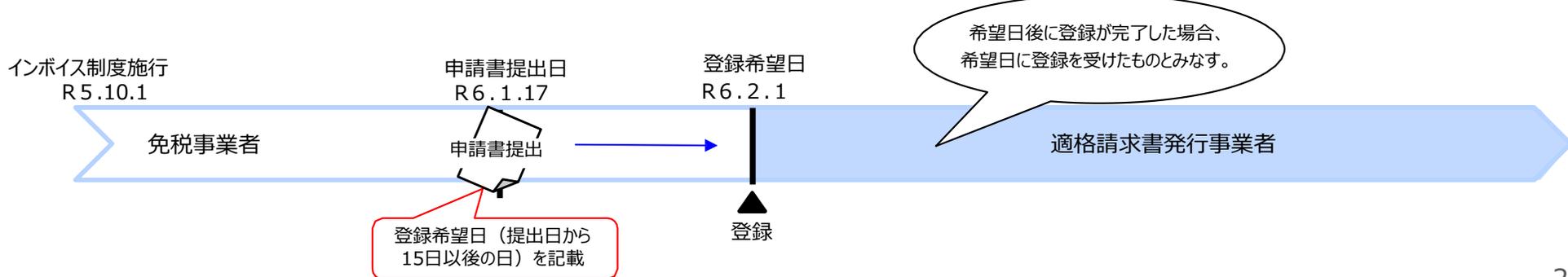
○ 令和5年10月1日から令和11年9月30日の属する課税期間に登録希望日から登録を受けようとする免税事業者は、申請書に登録希望日（提出日から15日以後の日）を記載するものとする。

○ また、実際に登録が完了した日が、課税期間の初日後又は登録希望日後であっても、課税期間の初日又は登録希望日に登録を受けたものとみなすこととする。

① 課税期間の初日から登録を受けようとする場合（例：3月決算法人）



② 経過措置により課税期間の途中（登録希望日）から登録を受けようとする場合



登録申請手続の柔軟化（案）

（現行）

- インボイス制度が開始される令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として令和5年3月末までに申請書を提出しなければならないが、4月以降であっても申請書に3月末までの申請が「困難な事情」を記載することで、10月1日に登録したものとみなす措置が設けられている。

（対応案）

- 事業者の準備状況にバラつきがあることや、今般、支援措置が追加されたことも踏まえ、あえて**申請書に「困難な事情」の記載を求めないこと**とせず、**4月以降の登録申請を可能とする対応を行うこと**とする。

